

新保磐次『中學國文讀本』における「普通文」

——教材「藤樹先生」の典拠からの文体的変容——

信木伸一

1、研究の目的

本稿は、明治期の中等教育国語教科書において、いかなる「普通文」規範が創出され、いかなる「普通文」実践がなされたのかを明らかにする研究の一環として、新保磐次^{*1}『中學國文讀本』（明治二八、金港堂）を取り上げるものである。

「普通文」は、明治時代の文語文という単一の軌範のものが存在したわけではなく、新しい時代に必要で、国民に普く通じる書記言語の創成をめざして、大雑把に言っても、漢文訓読文・漢文訓読を基に仮名を交えた文・和文を基に漢字を交えた文・欧文直訳文等、それぞれの時点で可能であったさまざまな「普通文」軌範の追求がなされたものであった。

新保磐次は、「いらつめ」同人の言文一致運動に関わった人物^{*2}、その運動の一環として明治二〇年に『日本普通文如何』（金港堂）を出版した^{*3}。明治一九年に東京高等師範学校の教員として採用されており、教科書では、明治一九年に談話体採用の小学校用『日本読本』

（金港堂）の初歩第一及び初歩第二を出版、明治二八年には『中學國文讀本』（金港堂）を出版している。

新保の後年における次の述懐には、新保が「普通文」創出の使命を自覚していたことがうかがえる。（傍線稿者。以下同）

御承知でもありませんが、高等師範学校の出来るまでは、國語科といふものがなく、中等以上の學校では和文・漢文の二科があつて和文の先生は純粹の和文ばかり教へて、學校を「學び屋」洋學を「西の國の物學び」など、長つたらしいことを書かせるし、漢文の先生は漢語を自由に使ふけれど、過去・現在・未来も分からぬやうな文を教へる。そして兩方とも主格のない文を得意に書いてゐる。かういふ文では文明の良導體として高等の學藝を傳へ複雑な事を記録する資格がないから、是非和漢文を合一し國語科を創設して立派な普通文を作らねばならぬ。

右の述懐中に「文明の良導體」とあるが、すでに明治二〇年の新保『日本普通文如何』に「文明ノ導體」の語句が見える（後掲）。諸外国からの新知識流入に伴い知識基盤社会の明治版とも言える状況の中、「普通文」が、万民に通ずる書き言葉というばかりでなく、新し

く日本の文明を開いていくための媒体と位置付けられている。

ここで取り上げる『中學國文讀本』には、編者の文章が教材として採られており、その中には、文章作成に当たって参照されたとおぼしき典故が見出せるものがある。この教材本文における典故からの文体的変容を分析し、新保における「普通文」創出の痕跡を析出するのが本稿の趣旨である。

2、新保磐次の「普通文」論

新保の作成した教材文の検討の前に、新保における「普通文」規範について、『日本普通文如何』（明治二〇年六月、金港堂）を確認しておきたい。同書「コノ趣意」では、言と文を近づけていくことを目指す手立てとして、「普通文」を改良していく必要性を説いている。

ワガ日本文古來幾多ノ鎔合亂打ヲ經テ、曾テ鍛鍊ノ効ヲ見ズ、剩ヘ漢字ノ抵抗ニ由リ、今日ノ普通文トシテ以テ文明ノ導體トナルヲ得ザルニ至レリ。ココニ於テ羅馬字會興リ、假名ノ會始マリ、文字文章ノ論アリ、言文一致ノ説アリ、或ハ公ニ漢字ノ數ヲ限ラント云ヒ、或ハ賞ヲ懸ケテ男女同文ノ策ヲ索メ、或ハ望ミテ日本文ニ絶シテ英文ニ属スル者アリ。（中略）而シテ漢字ヲ放逐スルノ論及ビ今ノ俗語ヲ普通文トスルノ論ハ皆日本文改良ノ正點ヨリ發シタル者ナレドモ、ソノ方法ハ果シテ自然ニ逆フ所無キカ、（中略）既ニ時文ヲ改良セント云フカラハ余ハ今漢字交リノ文ニ就テ論スベキコト無論ナリ。而シテ如何ナル點ヲ

改良センカ、（以下略）

明治二〇年頃の「文明ノ導體」としての「普通文」文体の現状に關わつて、「漢文訳読体ハ和文ヨリ出デテ今日普通文ノ地ヲ占メ」ているが、漢学者によって漢文表現が濫用されたために、新しい時代の事物や思想を表すのに適さないものになったという。そこで、現時の「漢文訳読体」の改良すべき点として、次のような具体的な方策を説いている。^{*7} これらが教科書においていかに実現されているかが、本稿で明らかにしたいことの一つとなる。

・「語ヲ撰ブベキコト」

余ガコノ頃ニ於テ望ミタルコトハ、第一、已ムヲ得ザルニ非ザレバ努メテ普通ノ字ヲ使フベキコト（タダシ馬方語ハ修辭ノ嫌フ所ナリ）。第二、洋語ヲバ成ルタケ漢譯セザルコト。第三、字義ノ穿鑿ヲ節儉スベキコト、第四、自今學士文者ノ著書ニハ常ニココニ注意シテ、有用ナル普通文ヲ多ク世ニ出シ。随テ善良ナル作文學ノ基トナスコトナリ。

平易な用語を使用することとしている。「一時ノ急ヲ救フコトハ実ニ已ムヲ得ザル事」として漢語を使用する一方、「開明事物ノ名」は漢訳すると「くだくだしき」場合は洋語のまま仮名表記としている。

・「文法ヲ正シクスルコト」

「瞬間の現在 鳥啼ク」・「永続の現在 鳥啼ケリ」・「真の過去 鳥啼キキ」等を区別する時限を表す語を使用すること、「ガ」・「ノ」・「ニ」・「ヲ」の格助詞を使用したり必要な主語を省略しないことで文意を明確にすること、受け身の助動詞「ル」・「ラル」を使用して被動の文を非生物主語の文にも活用すること提案している。

・「句読ヲ正シクスルコト」

「古事記」・「祝詞」・「伊勢物語」・「竹取物語」・「古今集序」・「源氏物語」・長歌短歌等の上古文・中古文に句読点を施した例を示して、「日本文間歌ナカルベシ」という和文の冗長性批判に反駁している。句読点を適切に施せば、和文もまた、読み易い簡潔な文になることを示している。

他には、頭字を施すことも掲げている。

次章で見ていく自作の教科書教材は、右に「自今学士文者ノ著書ニハ常ニココニ注意シテ、有用ナル普通文ヲ多ク世ニ出シ」とあるように「普通文」論の実践として作成されたと言えよう。

3、新保磐次作成の教材における「普通文」

新保磐次『中學國文讀本』（明治二八年八月八日、金港堂、全10冊）は、編集方針について例言に次のように述べている。^{*5}

本書は尋常中學校國語科の教科書を目的として編纂せる者にして、大日本教育會國語研究組合の意見に基づき、第一學年は今の時の文、第二學年は徳川時代以降の文、第三學年以上は通じて中古以来の文を以てし、毎半期一冊即ち全部十冊を以て成れり。

「大日本教育會國語研究組合の意見」とは、明治二七年に同組合が出した「尋常中學校國語科の要領」^{*6}（以下「要領」）のことである。本教科書は、「要領」の方針通り、今文、近世文、中古以降の文を順に学習するよう配列されている。菊野雅之（二〇一三）は、この「要領」の「國語の大体に通じ普通文を自由に読み自由に書くことを

得しむる」における「國語の大体」が、同「範圍」の項に上古から明治期当時に至るまでの各時代の國語とあることから、「現在通用している普通文も模範の一つとしつつも、さらに中古から現在に至るまでの古文作品を学習しながら、普通文を「雅致有益なる國文」へ鍛え続けていくことがねらわれていたとしている。^{*9}同教科書発行と同じ時期に、石田道三郎『新撰國文』（明治二七年、教育書房）を始め、中學校國語教科書に今文が掲載されはじめている。今文の教材が登場しても尚、近世以前の様々な特色特徴を備えた文章を学ぶことが、「普通文」を作っていくために意義を持ち続けていたということには留意しておきたい。

『中學國文讀本』において、教材文は、「要領」の「専ら実用を旨とし」「普通文を自由に読み自由に書くことを得しむる」ための教材として採られていると考えられるが、既存の文章を集めるだけでは「普通文」の範とするには不足があったことが、「例言」にうかがえる。

古今の文章中、文理の通じ難く思はる、者も稀には無しとせず。然れども其の全く誤寫と見做すべき處を除きては、總べて元の儘に存し、其の可否は教授者と學者との品評研究に任せたり。

そうした問題も、自作教材を採用した理由と一つになっていよう。

毎文題名の下に、必記者の姓名又は別號を附記せり（中略）^{*11} 其の二者共に記せざるは、編纂者及び友人三宅米吉氏の文なり。著者名もしくは書名の記載がないものは、新保及び三宅米吉が作成した文章とある。^{*10} 出典無記名の教材の著者が新保なのか三宅なのかは不明であるが、ここでは、共に「いらつめ」同人として教材文

の文体的試みを共有していたものと考え、書き手による文体的な揺れの問題は保留しておく。既存の文章の不足を埋めるために採られた自作教材であるならば、その時点で編者の考え得る最も適切な「普通文」文体の試みが提示されたものと考えられる。

『中學國文讀本』所収の自作教材は、卷一に「藤樹先生」・「鎌倉」・「太平洋の航海」・「望遠鏡の發明」・「英國歴遊」・「高田屋嘉兵衛」・「須磨」・「動物の色澤」・「熱海」・「有馬」・「詩仙堂」・「化學試験を奏覽する解説」、卷四に「孟子」・「松嶋」が収められている。学習の初期に集中して配置されており、ジャンルは、紀行文・伝記、科学の平易な説明文である。このうち教材「藤樹先生」^{*12}については、典拠として、中江藤樹の事跡や逸話について取り上げた近世の諸書が考えられる。それらの本文と比較した結果、記載内容の一致が見られたものは、中江藤樹の事跡を収録した川田氏本『藤樹先生年譜』（安政五序、川田剛、以下『年譜』）、『藤樹先生行状』（成立不詳、以下『行状』）、『藤樹先生事状』（写し安政三、以下『事状』）、『藤樹先生行状聞傳』（宝暦三序、志村仲昌、以下『聞傳』）の他、藤樹の逸話が掲載されている『東遊記』（前編寛政七刊、橘南谿）、『先哲叢談』（文化二三刊、原善、以下『叢談』）、『先哲像伝』（弘化元刊、原義胤、以下『像伝』）^{*13}であった。このうち特に、川田氏本『年譜』及び『事状』は、教材の記述内容の一致度が高く、教材作成に当たって直接参照された可能性が高いものと認められる。ここでは、記載内容の一致する書の本文を、この教材が作成される際に参考にされた可能性のあるもの（以下「典拠」として、教材本文と比較検討する。

以下、『中學國文讀本』が「典拠」本文をどのように改変したのかを抽出し、新保の創出しようとした「普通文」の相を析出する。

※傍線稿者。「〜」部は省略箇所。

(1) 漢文体の川田氏本『藤樹先生年譜』・『藤樹先生事状』・『先哲叢談』及び漢文訓読体の『藤樹先生行状』・『藤樹先生行状聞傳』からの改変

A 引用符「」・『』の使用

・稱藤樹先生（『年譜』）▼稱して「藤樹先生」と云へり・始讀大學。至自天子以至於庶人。〜。嘆曰。幸哉此經之存（『年譜』）▼十一歳の時始めて大學の素讀を受け、「自天子以至於庶人」〜といふを讀むに至り曰はく、「幸に此の書の存せるあり。〜」と・先生嘗語諸生曰。吾於了佐。（『年譜』）▼藤樹門人に謂ふ、「吾了佐に於て〜」と。適感有二因テ作ス。樹欲靜兮風不止。子欲與養親不待。來者可追歸去來。（『聞傳』）▼「樹欲〜靜」而風不止、子欲〜養而親不待」といふに至り・藤樹神色不變曰。（『叢談』）▼藤樹暫く黙考して徐かに曰ふやう、「〜」と・投刀羅拜曰。（『叢談』）▼慚愧拜伏して曰はく、「〜」と・先生論之曰。（『事状』）▼藤樹曰はく、「〜」と

引用部と地の文との区別を明瞭にして、文を分かりやすくする改変である。なお、引用内でさらに引用を行う場合、『』を使用すること、入れ子構造を把握しやすくしている。

B 過去・完了の助動詞の使用

・嘗講(『年譜』)▼講せし。是年米子侯徒封於豫州大洲(『年譜』)▼米子侯伊豫の大洲に封を移されし時。先生徙移焉(『年譜』)▼祖父に従ひて移りき。不允(『年譜』)▼許されざりき。乃返小川邑(『年譜』)▼小川村に歸りき。如喪親戚(『年譜』)▼親を喪するが如くなりき。為良民(『叢談』)▼良民となりき。其所傳皆皮膚而已(『事狀』)▼唯其の文章を學ぶに止まりしが。日用ノ則リトシ強持スル久シ(『行狀』)▼日々之を力め行ひき。

・遂棄官而去(『年譜』)▼官を棄て、去りぬ。吾於了佐。竭吾精力了矣(『年譜』)▼吾了佐に於て殆と精根を盡くし了はりぬ。稱(『年譜』)▼云へり。隱於農(『年譜』)▼農業を營めり。見者奇之(『年譜』)▼覽る者之を奇なりとせり。謂人生所當爲(『年譜』)▼人の爲すべき所と思へり。先生及病革(『年譜』)▼一日病革まれり。嘗夜(『叢談』)▼夜に及べり。漢文では「嘗」・「遂」・「及」等の字を手がかりとしたり文脈から時限を解釈して訓読する箇所を、過去や完了の助動詞を加えることで表している。読み手の解釈の負担を軽くして分かりやすくしている。

C 漢文句法や漢文訓読表現から和文表現への言い換え

・豈無大於是者哉(『年譜』)▼猶はより大いなる者あるべし(※他例では「内」の「豈く哉」はそのまま)
 ・侯重其爲人也。不允(『年譜』)▼藩侯其の人と爲りを重んじ、許されざりき
 ・然非彼勉勵之功。吾亦未如之何也(『年譜』)▼然れども彼が勉

強倦まざるを以て遂に是に至ることを得たり
 ・不_レ可_レ中之箭(『事狀』)▼中たるまじき箭
 ・葬之於小川邑玉林寺側(『年譜』)▼小川村の玉林寺に葬りぬ。
 (※「之(コレヲ)」の不使用)
 ・曰く(『叢談』)▼曰ふやう

・中_ル之地(『事狀』)▼中たる位地。至_ル之地(『事狀』)▼至る位地。不_レ可_レ中之箭(『事狀』)▼中たるまじき箭(※連体形と体言をつなぐ「之(ノ)」の不使用)

・其所傳皆皮膚而已(『事狀』)▼唯其の文章を學ぶに止まりしが(※文末の「而已」の言い換え)

・稱與右衛門(『年譜』)▼通稱は與右衛門と云ふ。稱藤樹先生(『年譜』)▼稱して「藤樹先生」と云へり。(※字音表現から和訓表現へ)

・欲使其服賤業(『年譜』)▼鄙人の業を授けんと欲せり(※使役用法から他動詞への言い換え)

・日用ノ則リトシ強持スル久シ(『行狀』)▼日々之を力め行ひき(※動詞連体形＋名詞＋形容詞から動詞＋助動詞へ)

・コ、ニヲイテ感涙袖ヲウルヲシテヤマズ(『行狀』)▼感激して涙下り衣を濡す

漢文訓読独特の表現の一部を、和文表現に言い換えている。語順が変わるなど文構造の変更を伴う場合もある。

D 漢文訓読表現内での改変

・竊就先生請學醫(『年譜』)▼藤樹に請ひて醫學を受けんと欲す(※「欲す」の付加)

・二三子天資。非了佐之此。苟有志焉。何患不成（『年譜』）▼了佐猶然り、況や了佐ならざる者をや（※漢文句法変更による構文の簡潔化）

・讀誦數十遍。不能記一字。至是復來學焉（『年譜』）▼僅かに數個字を教ふること數百遍、食頃にして又忘れ、更に教ふること數百遍、翌日にして又忘る（※対句表現による強調の使用）

・吾近江人。中江與右衛門也（『叢談』）▼我は是近江の人中江與右衛門なり（※会話部での「ハ是」の使用）

・吾黨雖攘獲為活。豈得施之聖人哉（『叢談』）▼圖らざりき今茲に聖人を犯すことあらんとは（※「豈哉」から倒置法への変換）

これらは、漢文訓読表現を使用するものの、使用する表現や構文を変更している。読み手に情報が伝わりやすくなるように表現する方向での改変であると考えられる。

E 文を続ける（『典拠』に於いて文が切れていると判断できる箇所を続けているもの）

・事米子侯。（『年譜』）▼米子侯に仕へ、然先生未嘗以自足。

謂人生所當爲。（『年譜』）▼然れども藤樹未だ以て足れりとせず、人の爲すべき所。是年侯分封其弟。爲新谷侯。使先生仕焉▼斯かる程に侯の弟分家して新谷侯たるに至り、藤樹を新谷に附けられたり。悉償諸債。至是所齎錢。與僕遣歸。餘錢僅百文（『年譜』）▼諸の負債を償ひ、餘す所の錢。與へて歸らしめ、己れは百文を以て。與大野某善。其子了佐▼藤樹の友に大野某といふ者あり、其の子了佐。家講人習。而心術躬行人（『事

狀』）▼漢學を以て人たるの道を講じ、藤樹は則ち實踐躬行として吉長命代已作書札。辭理暢達。見者奇之（『年譜』）▼祖父に代はりて書翰を作るに、文章整ひ意味明瞭にして覽る者之を奇なりとせり。讀庭訓式目等書。誦過數遍盡背記之（『年譜』）▼貞永式目を習ふに、數遍にして盡く之を誦誦す

・至是所齎錢三百。内分二百。與僕遣歸（『年譜』）▼三百文ありければ、二百文を僕に與へて歸らしめ

・因請奉歸以養焉。「母（舊）」不可。先生以母老侍養無人。屢陳情請致仕。侯重其爲人也（『年譜』）▼其の後母を大洲に迎へ養はんと思ひしも、母故郷を去ることを悦ばざりしかば、屢上書して、致仕して歸養せんことを請ひしかど、藩侯其の人と爲りを重んじ、

・是年米子侯徒封於豫州大洲。先生從移焉。（『年譜』）▼米子侯伊豫の大洲に封を移されし時、祖父に従ひて移りき。

・其所傳皆皮膚而已。其後（『事狀』）▼唯其の文章を學ぶに止まりしが、慶長、元和の頃

・先生嘗講學於藤樹下。學者因稱藤樹先生（『年譜』）▼屢其の下に書を講ぜしを以て門人稱して「藤樹先生」と云へり。其子了佐愚駭。某慮不能承後。欲使其服賤業（『年譜』）▼其の子了佐の愚鈍なるを以て鄙人の業を授けんと欲せり

・我亦有「防箭法」。直進而無避而已（『事狀』）▼余が箭を防ぐは唯直ちに進みて避けざるに在り（※「有り」のみ）を「ハ是に在り」に一文化。中「吾身」。命十分之箭。千万中只有二（『事狀』）▼若し吾に中たる者あらば千萬中の一枝にし

て是命なり(※)は。：。有るのみ」を「あらば」にして
「なり」と一文化。

・此ノ經ヲ遺セルハ何ノ幸ゾヤ。コ、ニライテ感涙袖ヲウルヲシ
テヤマズ(『行状』) ▼「幸に此の書の存せるあり」と感激して
涙下り衣を霑す

「典拠」では別文として訓読すると判断される箇所を、つないで同
文とする用例が非常に多い。特に接続助詞を使用して文を続けて
いる場合は、文と文の関係を表すことで、読み手の解釈の負担を
軽くした分かりやすい文になっている。短文が並ぶ傾向の漢文
体・漢文訓読体から、一文が長く切れ続く和文体へ接近している。

(2) 仮名漢字交じり文の『東遊記』『先哲像伝』からの改変

A 引用符「」の使用

・世俗その徳行を崇んで近江聖人を稱す。(『像伝』) ▼其の徳行
に於ては世間傳へて「近江聖人」と呼べり。・飛脚は別の
金子十五両を取出し馬かたにあたへもし此式百両なくば」と
(『東遊記』) ▼飛脚謝して曰はく、「若し此の金を失はば」と
別に金十五両を出だして。・此金を受申す程ならは」といひて
(『東遊記』) ▼馬夫曰く、「奴若し此の金を喜ば、」と。
・飛脚も感に堪かねざるにてもそこはいかなる人にておはすと
問ふに(『東遊記』) ▼飛脚感歎して曰はく、「抑君は如何なる人
ぞ。」・名ある者にあらず」と(『東遊記』) ▼曰はく、「奴豈名
ある者ならんや。」と。・其人こそ誠の儒といふもの也とて
(『東遊記』) ▼「是こそ眞の儒者なれ。」とて。・人に教申べき

程の学徳なしとて(『東遊記』) ▼「吾が學徳未熟なり。」とて

C 漢文句法や漢文訓読表現から和文表現への言い換え

・「稱す。」(『像伝』) ▼「呼べり。」(※字音表現から和調表現へ)
和文表現から漢文訓読表現への言い換え

・「と涙を流し悦ぶに(『東遊記』) ▼曰はく、「と」と

・「といひて(『東遊記』) ▼曰はく、「と」と

・「と問ふに(『東遊記』) ▼曰はく、「と」と

・「といひて、(『東遊記』) ▼曰はく、「と」と

・名ある者にあらず又(『東遊記』) ▼「名ある者ならんや」

・いひすて、帰りぬ(『東遊記』) ▼「辭して而して去りぬ」

・を願はれしに(『東遊記』) ▼「教へを受けんことを請ふ」

・二日か間藤樹の門にた、ずみて帰らず(『東遊記』) ▼「門にた
ちて去らざること二日(※倒置法+体言止め)」

・とありし故いなみかたて内へ入れ(『東遊記』) ▼「爲めに言ふ
所あり、乃ち許されて入りて」

「」のない『東遊記』では会話部の始め・終わりが分かりづらいが、
漢文訓読で使われる「曰はく」を先に示してさらに「」を付すこ
とで、会話部が明瞭となる。『東遊記』では、どのように言ったの
かを多様に表現しているのに対して、『中學國文讀本』が「曰は
く」という画一的な表現である。これは、表現の豊かさという点
から言えば、後退している。『東遊記』との比較では、和文表現を
漢文訓読表現に改変している箇所が顕著で、より漢文訓読体に近
づけていると言える。

E 文を続ける

・世俗（せぞく）・近江聖人（あふみせいじん）を稱す。～郷里（きやうり）の風俗（ふうぞく）は、道路にて遺物（ひろ）を感ざるに至りしとぞ。▼～門人のみならず、延きて鄰里郷黨を感化し、道に遺し物を拾はず、～世間傳へて「近江聖人」と呼べり。

F 文を情報のまとまり毎に区切る

・加賀の飛脚（ひやく）金子貳百両を（『東遊記』）▼加州の飛脚あり、官金二百兩を
・馬かたは河原市へ帰り（『東遊記』）▼馬夫は河原市の村人なり、
此の夜家に歸りて

一まとまりの情報毎に切ることで、情報の取り出しが容易な文になつてゐる。

G 長い文を切る

・返しけるに（かへ）（『東遊記』）▼返す。・受ずして帰らんとする故（ゆゑ）（『東遊記』）▼受けず。・式歩となし（『東遊記』）▼二分に至る。・願はれしに（ねが）（『東遊記』）▼請ふ。

切れ続きに続く冗長性を回避して、動作の主が変わるところで文を切つてゐる。動作の主が明確になることで、分かりやすい文になつてゐる。

(3) 文体改変の特徴

一文の長さについて、漢文体・漢文訓読体からは文を続ける改変を施し、仮名漢字交じり文からは一文を短く切る改変を施している。切れ切れの文をつなぐことで文と文の関係が明確になり、長く続く

文を動作の主が変わる箇所でも切ることと文意が分かりやすくなる。

漢文独自の表現について使用を制限することで、誰もが共通に習得すべき表現を減ずることができる。また、和文的な表現を漢文訓読体の表現に言い換えることで、簡潔な文体にしようとしている。

全般に会話部は、漢文訓読体を強く残す傾向がある。

ここで行われた改変は、読んで分かりやすい文にする方向のものが多し。分かりやすさは、情報を正しく効率よく伝達するための、「文明の良導体」としての要件であつたと言えよう。

4、まとめ

右の「典拠」との比較は、同一内容を表現するのにどのような文体上の差異があるかを取り出したものである。従つて、内容の重なる部分以外で行われていることは取り上げていない。また、「典拠」と同様の文体的実践も取り上げていない。そこで、『日本普通文如何』での提案のうち、右に取り上げたこと以外のものを含めて、教材「藤樹先生」全体での実践状況を確認しておきたい。

頭字は、教材文に使用されていない。自作でない教材の場合は原著と異なる頭字表記の使用には抵抗があつたと考えられ、自作教材のみに頭字を使用することを避けたと考えられる。

格助詞の「ガ」については、「彼が勉強（べがべんきやう）まざるを以て」「余が箭（あや）を防ぐは」の二例があるが、これは「彼ノ勉強」・「余ノ箭を防ぐ（法）」と同様の連体修飾の用例とも考えられる。「吾死せば誰か能く斯の文に任ずる者ぞ」「藤樹曰はく」のような格助詞を使用しない用

例が多いことから、主格の「ガ」は使用していないと見ておく。これは、格助詞「ノ」についても同様で、「人の為すべき所」の一例も連体修飾の用例と見ておく。『日本普通文如何』では、「主格ノ補充」ということを提案しているが、これは「(余) 館ニ入り」のように、格助詞を伴わないものが例示されている。教材「藤樹先生」では、取り立てる場合は「藤樹は」のように「ハ」を使用する例が多く、これは漢文訓読体で慣例的に送られるものである。

「語ヲ撰ブコト」は、漢文訓読表現から和文表現への言い換えや、和文表現から漢文訓読表現への言い換えて具現化している。「文法ヲ正シクスルコト」は、漢文訓読表現を過去や完了の助動詞を使用した表現に言い換えた所に現れている。「句読ヲ正シクスルコト」については、漢文訓読体の切れ切れの文を続け、仮名漢字交じり体を動作の主が変わる箇所での切れ切れの文として実現している。

なお、『日本普通文如何』に言及はないが、係り結びは、引用部に「(こ)そ(已然形)」の使用が見られる。

『日本普通文如何』で示された規範は、あくまで理論上の方針である。実際の言語使用では、例えば、どの漢文訓読表現をどのような和文表現への言い換えるのかといった書き手の判断があったと考えられる。故に、「普通文」を創っていくためには、中古から近世までの既存の言語文化が資源として教材となるのである。そして、編者自らが作成した教材は、こうした資源を活用した一つのモデルとして提示されたと言えよう。

新保が教材作成で行った創意は、漢文訓読体と仮名漢字交じり体の組み合わせとずらしにある。本事例からは、言語文化の教育が、

既存の言語文化を基盤としながら、その継承と変容として展開している様子がうかがえる。

新保の書いた文章は、多くの後の教科書に採られている。既存の文体を資源とした新保の「普通文」実践は、後の「普通文」創出の資源ともなっている。

国語教科書において様々に試みられた「普通文」実践は、「普通文」をめぐる「明治前半にさまざまなかたちで展開した言語的格闘」^{*14}の実際を顕著に示した事例である。同じ著者の手になるものでも、文章の用途(ジャンル)に応じた文体が実践されたと考えられる。そうした文体実践として教科書教材を分析するのが本研究の課題であり、その際、今回抽出した文体の改変点も観点に加えられると考えている。

【注】

*1 菊野雅之「文範として把握される古文…明治期教科書編集者 新保磐次を通して」、『読書科学』55、日本読書学会、二〇一三年)に、人物、めざした言文一致体、作成教科書が通観されている。

*2 「いらつめ」第一号(明治二〇年七月、成美社)に「持主兼印刷人」とある。

*3 山本正秀『近代文体発生の史的研究』(岩波書店、一九六五年)後期第七章に掲載の「中川小十郎」「いらつめ」と言文一致(下)、『立命館文学』昭和九年七月)に「新保磐次氏の『日本普通文如何』は明治二十年六月の出版であるから、物集先生の

言文一致の発行が十九年五月であつたのに比して、一年遅れてゐるが、それは雑誌「いらつめ」発行の資金が缺乏してゐたので、その資金を得る手段として新保氏が一気呵成的に執筆されて出来たのがこの一書であつた。而もその記述してある事項は当時「いらつめ」同人の間で話し会つてゐた所のものであるから、山田美妙氏の後に在つて窃に言文一致運動に参加しつゝ、あつた所の私ども同人の意見に外ならぬのである。」とある。

*4 「故高峰先生の事ども」(高嶺秀夫先生記念事業会「高峰秀夫先生伝」培風館、付録一〇頁〜一二頁、一九二二年)。甲斐雄一郎「国語科の成立」(東洋館出版社、二〇〇八年、128頁〜129頁)は、この述懐を傍証に引きつつ、新保の東京高等師範学校の教員としての採用に関わつて、新保の前任者である稲垣千穎が『和文読本』(明治一五年、普及舎・奎文堂)緒言で排撃した漢文脈の混入について、東京師範学校校長の伊沢修二や高峰秀夫は「それらをも包摂した文体を享受・学習する教科必須のものであるとする理念」から意見を異にしていたとしている。

*5 拙著『明治初期和文教科書の生成―本朝文範』における「普通文」への歩み―(淡水社、二〇一七年)と一部同内容を含む。

*6 このことに関して、山田美妙は『言文一致論概略』(明治二一)で「今日言文一致を主唱する学者には二種類が有つて、一方は言を文に近づける事、又一方は文を言に近づける事を主唱します。言を文に近づけやうと思ふ人の過半は所謂普通文論者で、文を言に近づけやうと思ふ人の過半は所謂言文一致論者です。」と述べている。

*7 新保磐次『日本普通文如何』(明治二〇年六月、金港堂)一九頁。

*8 『大日本教育会雑誌』第一五〇号(明治二七年二月)「国語研究組合第一回報告」。

*9 菊野前掲論文一三一頁。

*10 三宅と新保は、「いらつめ」同人であつた他、東京師範学校や金港堂で共に働いている。三宅は、『中學國文讀本』の他にも新保編集の談話体採用の小学校用『日本讀本』(明治一九年、金港堂)の編集に参加している。三宅は、「かなのくわい」(明治一六年七月結成)において『ぶんのかきかたにつきて』(明治一七年、「かなのまなび」第六号)でかな文の言文一致の方策を説き、『ぞく』をいやしむな(明治一八年一月〜同一九年一月「かなのざつし」)で俗語の使用を提唱、『言文一致論』(明治二年、「文」一〇号)で「口語ニ修辭ノ練習ヲ加フルコト」を提案する等、言文相近の主張を展開した。山本前掲書では、三宅の『読本教授ノ趣意』(明治二年、「文」一二号)を取り上げて「言文相近」の言文一致が、明治二年頃の学校教育上で適切な文章道だと断じている。ここで三宅が言っているのは、小学読本採用の「かな交り文」上の言文相近による平易化をさしているものようである」とし、「言文相近の言文一致主義者は、いはゆる普通文主義者ということになる」(17〜18頁)と位置付けている。

*11 同教科書の「鎌倉」、「須磨」、「松嶋」が、三土忠造『中學國語讀本』(明治三四年、金港堂)等の後の教科書において新保磐

次著として掲載されている。この三土の教科書には「近江聖人」という教材が掲載されており、これは、本稿で取り上げた「藤樹先生」を元に作成されたと言えるものである。このことは、別稿にて報告する。

*12 新保磐次『中學國文讀本 卷第一』四七丁～五〇丁。

*13 岡田氏本『藤樹先生年譜』、会津本『藤樹先生年譜』、『坐臥記』、『近世畸人伝』は、記載内容が異なっている。

*14 イ・ヨンスク『『国語』という思想―近代日本の言語認識』
(岩波書店、二〇二二年) 序章26頁。

(尾道市立大学)